



2024年7月26日

各 位

会 社 名 沖繩セルラー電話株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮倉 康彰
(コード番号：9436 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 執行役員常務
コーポレート本部長 國吉 博樹
(TEL. 098-860-3608)

取締役等および従業員に対する業績連動型株式付与制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年より導入、2021年に継続している当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下同じ。）および当社と委任契約を締結する執行役員（取締役とあわせて以下「取締役等」といいます。）ならびに管理職以上の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象としたインセンティブプランである役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託（役員報酬BIP信託とあわせて、以下「本制度」といいます。）の継続について決議し、当社が本制度に追加拠出する金銭の額および当社株式の追加取得時期等について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、取締役等の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることならびに従業員の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的として、本制度を継続します。
- (2) 取締役等に対しては、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）する、役員向けの株式報酬制度です。
- (3) 従業員に対しては、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした信託型インセンティブプランです。

2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済のBIP信託およびESOP信託の信託期間を延長しますが、以下に記載する内容を除き、従前の本制度の内容を維持します。

なお、本制度の概要につきましては、2018年4月25日付「取締役および従業員に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」および2023年7月26日付「取締役に対する業績連動型株式付与制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継

2021年8月2日に継続したBIP信託およびESOP信託について、2024年9月30日に終了予定であった信託期間を2027年9月30日までの3年間延長するものとします。信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式（当社の取締役等および従業員に割り当てられたポイント数の残高に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等を延長後のBIP信託およびESOP信託にそれぞれ承継します。

(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

- (3) 本制度の継続に伴い追加拠出する金銭の額および当社株式の追加取得時期等について
本制度の継続に伴い追加信託する信託金の額および当社株式の追加取得時期等は、以下のとおりとします。

	BIP 信託	ESOP 信託
追加信託金の額	80 百万円	54 百万円
	(信託報酬および信託費用を含みます。)	
株式の追加取得時期	2024年8月5日～9月20日（予定）	
株式の追加取得方法	株式市場から取得	

(ご参考)

【信託契約の内容】

	BIP信託	ESOP信託
① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
② 信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与	従業員に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社	
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者	従業員のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦ 信託契約日	2018年8月1日（2024年8月1日付で変更予定）	
⑧ 信託の期間	2018年8月1日～2024年9月末日（2024年8月1日付の信託契約の変更で2027年9月30日まで延長予定）	
⑨ 制度開始日	2018年9月1日	
⑩ 議決権行使	行使しないものとします。	
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑫ 追加信託金の金額	80百万円	54百万円
	（信託報酬および信託費用を含みます。）	
⑬ 株式の追加取得時期	2024年8月5日～9月20日（予定）	
⑭ 株式の取得方法	株式市場から取得	
⑮ 帰属権利者	当社	
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。	

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以上